

芦北町監査公告第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、定期監査（本庁・基幹支所）の結果を、次のとおり公告する。

平成29年2月10日

芦北町監査委員 山下 生吾

芦北町監査委員 古村 逸男

1 監査実施期間及び対象課等

平成29年1月23日（月）	上下水道課
平成29年1月24日（火）	農林水産課・農業委員会事務局
平成29年1月26日（木）	住民生活課
平成29年1月27日（金）	福祉課
平成29年1月30日（月）	商工観光課
平成29年1月31日（火）	税務課
平成29年2月 2日（木）	総務課
平成29年2月 3日（金）	教育課
平成29年2月 6日（月）	建設課
平成29年2月 7日（火）	生涯学習課・田浦基幹支所
平成29年2月 9日（木）	企画財政課・議会事務局

2 監査の範囲及び方法

平成28年4月1日から12月31日までの財務（一般会計・特別会計）に関する事務の執行が法令等に基づき適正に行われているか。また、経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかを目的として、提出された資料に基づき関係職員の説明を聴取して実施した。

3 監査の結果及び意見

監査の結果、平成28年度の歳出予算の執行状況は、国庫補助の関係等によりやむを得ず翌年度へ繰越す事業を含め、概ね計画的、効率的に執行されているものと認められる。

また、各種事務事業においても、住民の福祉の増進、サービスの向上を念頭に法令等に従って適正に遂行されている。

歳入においては、町税、使用料など各徴収業務における滞納状況とその対応等について、説明を受けた後に関係書類を確認したところ、それぞれの滞納状況、理由及び履歴等を明確に記録されており徴収に対する努力が認められる。今後も、住民の行政に対する信頼を確保するためにも、法令等に則った事務手続きを行い滞納の削減に努められたい。

その他、関係書類の管理状況等も良好であり、特に指摘すべき事項はないものと認められる。

芦北町監査公告第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、定期監査【水道事業（公営企業会計）】の結果を、次のとおり公告する。

平成29年2月10日

芦北町監査委員 山下 生吾

芦北町監査委員 古村 逸男

1. 監査の実施日及び対象課

平成29年1月23日（月） 上下水道課

2. 監査の範囲及び方法

平成28年4月1日から12月31日までの財務【水道事業（公営企業会計）】に関する事務の執行が法令等に基づき適正に行われているか。また、経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかを目的として、提出された資料に基づいて関係職員の説明を聴取して実施した。

3. 監査の結果及び意見

平成28年度定期監査時点では、事務及び事業の執行は概ね計画的に進められており、計数についても関係帳簿等点検の結果、適正であると認める。